

佐賀県告示第 213 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項の規定による医療扶助のための施術を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条第 1 項の規定により同法による医療支援給付のための施術を担当させる機関として、次のとおり指定した。

平成 27 年 4 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
やよいが丘整骨院	鳥栖市弥生が丘二丁目 16 番地	平成 27 年 1 月 9 日